

No	意見該当箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	資料1 遵守事項⑨	発生ほ場を有する生産者のみなのか、それ以外のすべての生産者も含むのか、対象を明確にする必要があるのではないか。	遵守事項は、基腐病の発生予防及びまん延防止に関し、家庭菜園を含めてサツマイモを栽培する全ての方に守っていただく事項として、定めております。
2	資料1 遵守事項⑨	ほ場毎に区分する目的を記載すべきではないか。	御意見を踏まえ修正いたします。
3	資料1 遵守事項 及び 資料3（発生確認時期に応じた対応）	収穫後の保管中のイモから発病を確認した場合を想定しておくべきではないか。	遵守事項⑥は収穫後に発生を確認した場合を含むため、わかりやすく修正いたします。
4	資料1	遵守事項の対象者には家庭菜園も含まれ、「農業者等」と記載しているが、わかりにくい。家庭菜園の栽培者にも伝わるよう、しっかりと周知してほしい。	御意見を踏まえ、広く周知してまいります。
5	資料1 遵守事項⑥	「関係機関」の範囲を明確に示してほしい。	農林事務所、普及センターといった県機関のほか、お住いの市町村農政主管課、農業協同組合等の農業者が組織する団体です。
6	資料3の2（2）	「土壌が汚染の原因と考えられる場合」について、発病株率3%以上・未満の判断は、葉や茎が繁茂している状況で正確な確認が行えるか疑問である。	発病株を抜き取り、処分することとしているので、栽植密度から求めたほ場の植付本数（分母）と抜き取った発病株数（分子）から発病株率を算出し、判断します。
7	資料1 遵守事項	発病を確認した場合の農薬散布や抜き取り、土壌消毒などの作業は、農業者等自ら行うのか、それとも協力するだけなのか、不明確である。	農業者等が遵守すべき事項として定めているため、原則的には農業者等が行うものですが、発生後の防疫措置については、まん延防止の観点から迅速な対応が必要であるため、県が積極的に関与して実施することを想定しています。
8	資料1	発生確認後の対応に曖昧な表現が多く、具体的に明記してほしい。	発生確認後の対応（特に⑥⑦⑧）については、サツマイモの生育ステージにより様々なケースが想定されるため、一般化した表記としております。なお、より具体的な内容については、別途、必要に応じて解釈通知等により整理します。
9	資料1	なお書きの行政代執行について、県総合防除計画に記載すべきではないか。	県総合防除計画は植物防疫法に基づくものであり、同法に規定されている「指導及び助言」「勧告」「命令」につきましては、現行の県総合防除計画に記載しております。代執行は行政代執行法に基づくものであるため、県総合防除計画には記載しておりません。